

障害厚生年金についてご存じですか？

組合員が、在職中の病気（精神疾患を含む）やけが等により、日常生活に支障をきたすような一定の障害状態になった場合に、程度に応じて、組合員からの請求により支給される年金です。

ご自身で気にかかる傷病等がある場合は、初診日と傷病名等を確認の上、共済給付・年金グループにご相談ください。

受給要件

次の要件をすべて満たしているときに受給できます。

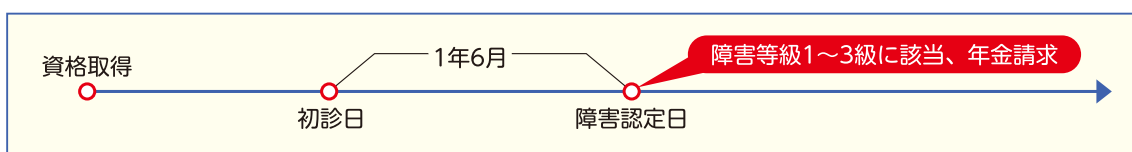
- その傷病の初診日（注1）に組合員であること。
- 障害認定日（注2）に障害等級1～3級（注3）に該当する障害の状態にあること。
- 保険料の納付要件を満たしていること。

（注1）「初診日」とは、その傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

（注2）「障害認定日」とは、初診日から起算して1年6月を経過した日又はその期間内にその傷病が治った日若しくはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日

（注3）「障害等級1～3級」は、障害者手帳等の等級とは異なります。

事例



特例症例

次の場合は特例としてそれぞれの日が障害認定日となります。

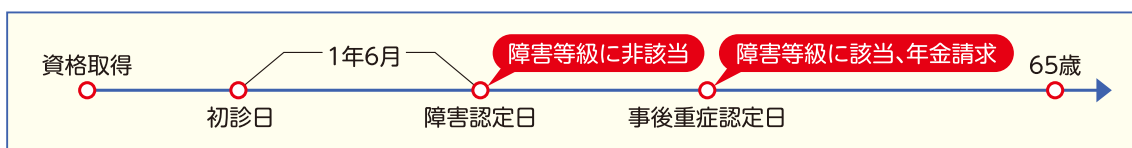
（ただし、初診日から1年6月を経過している場合には1年6月となります。）

1	上肢・下肢を離断・切断したもの	離断又は切断した日
2	人工骨頭、人工関節を挿入、置換したもの	挿入、置換した日
3	脳血管疾患による機能障害	初診日から起算して6月を経過した日以後 ※医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと思われる場合等に限る。
4	心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器又は人工弁を装着したもの	装着した日
	心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を装着したもの	移植又は装着日
5	CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着したもの	装着日
6	胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管を挿入置換したもの	挿入置換日
7	人工透析療法を施行したもの	人工透析療法を初めて受けた日から起算して3月を経過した日
8	人工肛門又は尿路変更術を施行したもの	人工肛門、又は尿路変更術を施した日から起算して6月を経過した日
9	新膀胱	新膀胱を造設した日
10	喉頭を全摘出手術を施行したもの	喉頭全摘出手術を施した日
11	在宅酸素療法を行っているもの	在宅酸素療法を開始した日
12	遷延性植物状態であるもの	状態に至った日から起算して3月を経過した日以後

事後重症制度

障害認定日に障害等級に該当していなくても、その後65歳に達する前日までに障害等級1～3級に該当する障害の状態になったときに、当該期間内に請求することにより障害厚生年金が支給されます。

事例



障害基礎年金

障害等級1～2級に該当するときは、国民年金法に基づく障害基礎年金も併せて支給されます。

共済給付・年金グループ年金担当 017-734-9913